

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たの翌日が休日には、その日付に當る)  
(当たの翌日が休日には、その日付に當る)

る療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平林鴻三

## 目次

## 次

## ◇告示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康

保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
松田小児科医院	鳥取市大社二三八の二	昭和五十一年十月二十一日

## 鳥取県告示第八百七十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平林鴻三

## 告示

## ◇公 告 行政書士試験の合格者

鳥取県告示第八百七十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第三十七条に規定す

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
松田小児科医院	鳥取市大社二三八の二	全国	昭和五十一年十月二十一日

## 鳥取県告示第八百七十八号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月九日

鳥取県知事 平林鴻三

登録番号	肥料の名称	保証成分(パーセント)	生産業者の住所及び氏名又は名称
鳥取県 第四二九号	四・〇かにがら粉末 窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	境港市米川町一〇六 有限公司 寺田水産 代表取締役 寺田益範	鳥取県 第四二九号
鳥取県 第四三〇号	四・〇かにがら粉末 窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	境港市外江町一五七二 中井登	鳥取県 第四二九号

登録番号	肥料の名称	保証成分(パーセント)	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四一二号	赤崎町梨複合肥料二号 窒素全量 七・〇 アソニニア性窒素三・六 水溶性りん酸六・〇	うち アソニニア性窒素三・六 水溶性りん酸六・〇	鳥取県 第四一二号
鳥取県 第四一二号	うち 水溶性加里 全量 七・〇 うち 水溶性加里 全量 七・〇	うち 可溶性りん酸三・六 水溶性りん酸三・二	赤崎町農業協同組合 組合長理事 森山忠久

## 鳥取県告示第八百七十九号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十二年十一月九日

鳥取県知事 平林鴻三

うち 水溶性りん酸 一・八	うち 可溶性りん酸 二・二	うち アソニニア性窒素 四・二	うち アソニニア性窒素 七・〇
---------------------	---------------------	-----------------------	-----------------------

木一、三〇〇番地 八頭郡佐治村字加瀬 佐治村農業協同組合 組合長理事 岡村末廣
---

木材業者 登録番号	登録年月日	住所	氏名又は法人その他の団体の名称及び代表者の氏名	鳥取県 第四一四号	
				河原梨複合肥料	加里全量六・〇
八木第一八九号	昭和五十一年八月一八日	八頭郡用瀬町宮原三七ノ一	向井木材商店 向井文男	窒素全量八・〇 うちアンモニア性窒素五・〇	水溶性加里五・七
九一號	九月一日	安藏八八八ノ一	奥本木材店 奥本市政市	可溶性りん酸四・五 うち水溶性りん酸三・四	加里全量六・〇
九二号	二四日	鷹狩	西川家製材店 西川村材木店	うち水溶性加里六・八	加里全量七・〇
九三号	三〇日	赤波	西川製材所 西川村材木店	うち水溶性加里六・八	加里全量七・〇
倉木第一〇一號	八月二三日	智頭町智頭二〇四ノ九	大冢義美	うち水溶性加里六・八	加里全量六・〇
一〇二号	九月七日	倉吉市小鴨五八三ノ一	田中義晃	うち水溶性加里六・八	加里全量六・〇
米木第一八七号	七月七日	越中町一五八ノ一	利昌若	うち水溶性加里六・八	加里全量六・〇
	三〇日	東伯郡三朝町下西谷	利造尊	うち水溶性加里六・八	加里全量六・〇
		西伯郡見見町高姫三二九			

## 鳥取県告示第八百八十号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号)第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条例同條第二項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平林鴻三

組合長理事 横川光夫

河原町農業協同組合

木三五〇の二一

八頭郡河原町字渡一

登録番号	登録年月日	住 所	製材業者
鳥製第一	昭和五十一年九月二七日	鳥取市大覚寺字井吉田一三ノ一	有限会社 松本材木店 松 本 三 左 男
八製第一	八月一八日	八頭郡用瀬町宮原三七ノ一	向 井 文 男
六二号	二七日	安 藏	
六三号	九月一日		
六四号	二三日	鷹狩	
六五号	二十四日		
六六号	三〇日	別府	
六二号	二七日	赤波	
"	"	智頭町智頭一〇四ノ九	
"	"	東伯郡大栄町瀬戸一八〇ノ一	
"	"	大栄木工有限会社 谷 口 新、正	大 家 製 材 大 家 義 美 進
"	"	西 川 晃	有 限 会 社 上 紙 材 木 店 上 紙 進
"	"	西 村	大 家 製 材 大 家 義 美 進
"	"	二 三 男	西 川 晃
"	"	新 正	西 村
"	"		西 川 晃
倉製第一			
倉製第二			
鳥取県告示第八百八十一号			
鳥取県知事 平 林 鴻 三			
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。			
昭和五十一年十一月九日			
一 解除予定に係る保安林の所在場所			
岩美郡国府町大字雨滝字畠谷東平八五九の二（次の図に示す部分に限る。）			
二 保安林として指定された目的			
水源のかん養			
三 解除の理由			
指定理由の消滅			
一 解除予定に係る保安林の所在場所			
東伯郡東伯町大字別宮字暮見谷一一の一（次の図に示す部分に限る。）			
二 保安林として指定された目的			
一 解除予定に係る保安林の所在場所			
鳥取県告示第八百八十二号			
鳥取県知事 平 林 鴻 三			
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。			
昭和五十一年十一月九日			
一 解除予定に係る保安林の所在場所			
東伯郡東伯町大字別宮字暮見谷一一の一（次の図に示す部分に限る。）			
二 保安林として指定された目的			
一 解除予定に係る保安林の所在場所			

水源のかん養  
林道用地とするため  
解除の理由

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び東伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第八百八十三号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四四十七号）第三十五条第四項の規定により、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙の候補者をもつて当選人と定めたので、同令同条第五項の規定により、次のとおり公告する。

昭和五十一年十一月九日

鳥取県知事 平 林 鴻

〔一〕

借地権者のうちから選挙される委員の当選人の氏名及び住所

井 口 芳 雄 鳥取市今町二丁目一百五十一番地

### 公 告

昭和51年10月19日に実施した昭和51年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和51年11月9日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

谷本 英美	赤井 勝幸	谷口 貴史	和泉 清子	三柳 二朗
藤田 義彦	津村 勝	岩本 薫	吉田 才人	